

令和7年度

防除情報(病害虫情報 号外 第8号)

令和8年1月20日
神奈川県農業技術センター

チュウゴクアミガサハゴロモの防除について

県内での被害が確認され、令和6年8月に特殊報を発表したチュウゴクアミガサハゴロモについて、県内の被害が拡大しています。本虫は卵で越冬します。発生の拡大を防止するため、産卵痕のある枝を切除するようしてください。また、これまでの情報については、令和6年度 病害虫発生予察特殊報(第1号)(令和6年8月14日発表)を参照してください。

令和6年度 病害虫発生予察特殊報(第1号)

<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/108747/20240814tokusyuhou.pdf>

[被害]

成虫と幼虫が枝に寄生し、吸汁します。発生が著しいと排泄物によりすす病を発症します。産卵の際に枝を傷つけることで樹勢を衰弱させます。直径10mm以下の細い枝に産卵するため、枝が折れることもあります。

[発生経過]

本虫について、まだ生態が詳しくわかつていません。そのため、農業技術センター病害虫防除部では、令和7年に県内の二か所で黄色粘着板を設置し、誘殺数の推移を調査しました。

その結果、年2回の発生していることがわかりました(図1および2)。そのほか、第一世代は、幼虫が4月中旬から、成虫が6月中旬から発生することを確認し、第二世代は、幼虫が7月下旬から、成虫が9月上旬から発生することを確認しました。また、12月中旬まで成虫の発生を確認しました。

[防除対策]

令和8年1月16日現在、果樹類、樹木類で本虫を対象とした登録薬剤はないため、本虫の産卵痕がある枝は見つけ次第除去し、適切に処分するなど、耕種的防除に努めてください。冬期の剪定は幼虫発生前(4月中旬以前)に行なうようにしてください。

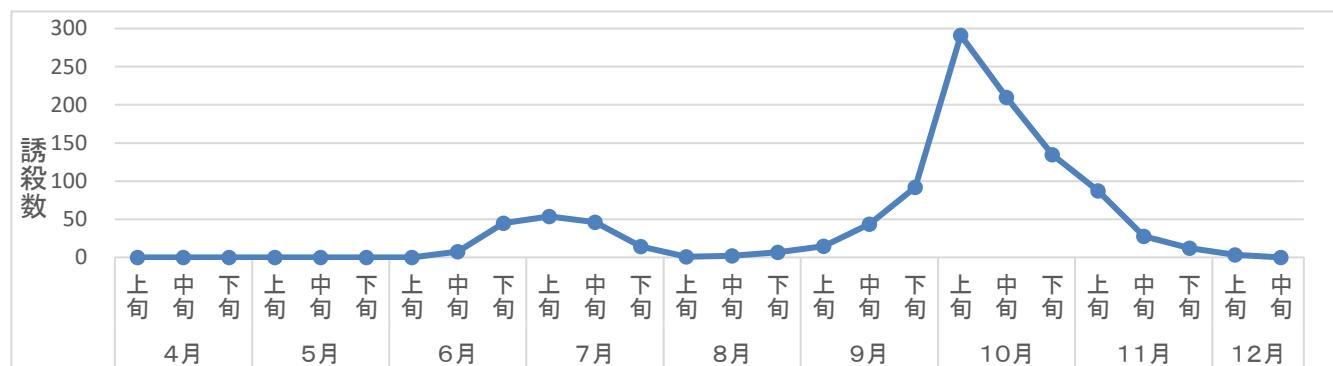


図1 綾瀬市における黄色粘着板のチュウゴクアミガサハゴロモ成虫誘殺数の推移

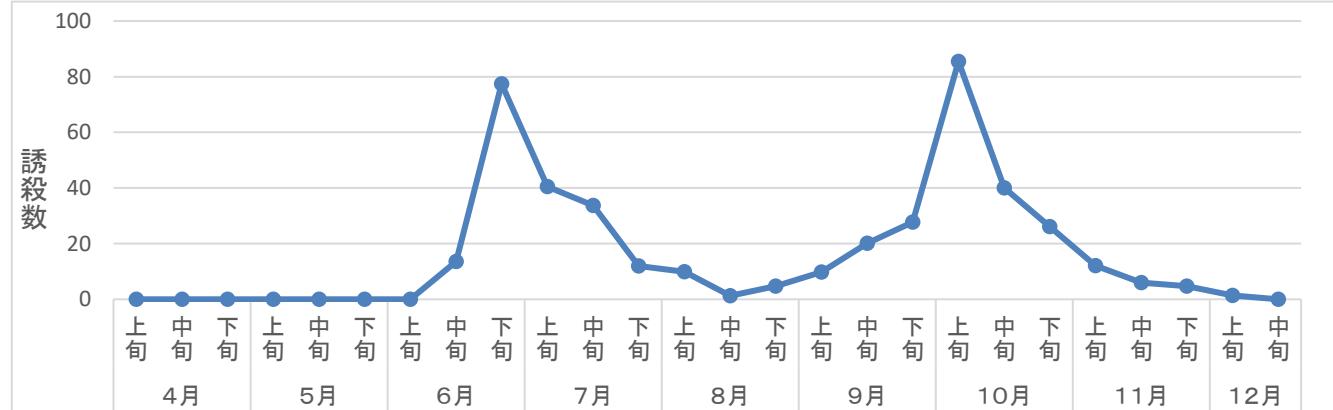


図2 横浜市における黄色粘着板のチュウゴクアミガサハゴロモ成虫誘殺数の推移

病害虫防除部 TEL 0463 - 58 - 0333

ホームページ <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/cf7/cnt/f450002>

○ 農薬使用の際は、必ずラベルの記載事項を確認し、遵守すべき基準を守り、飛散防止に努めましょう。